

別表一 今回改正の許容限度（上限値）

車種	測定モード	一酸化炭素			炭化水素			窒素酸化物			粒子状物質			施行予定年月日
		現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	現行値	今回改正	削減率	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kw以上37kw未満のもの	8モード	-	6.50g/kWh	新設	-	1.95g/kWh	新設	-	10.40g/kWh	新設	-	1.04g/kWh	新型車 平成15年10月 1日 継続生産車 平成16年 9月 1日 輸入車 平成16年 9月 1日
	定格出力が37kw以上75kw未満のもの	8モード	-	6.50g/kWh		-	1.69g/kWh		-	9.10g/kWh		-	0.52g/kWh	
	定格出力が75kw以上130kw未満のもの	8モード	-	6.50g/kWh		-	1.30g/kWh		-	7.80g/kWh		-	0.39g/kWh	
	定格出力が130kw以上560kw未満のもの	8モード	-	4.55g/kWh		-	1.30g/kWh		-	7.80g/kWh		-	0.26g/kWh	

車種	測定モード	粒子状物質のうちディーゼル黒煙			施行予定年月日
		現行値	今回改正	削減率	
軽油を燃料する大型特殊自動車	8モード	-	40%	新設	新型車 平成15年10月 1日 継続生産車 平成16年 9月 1日 輸入車 平成16年 9月 1日